○和光市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正(案)の概要

1 条例改正の必要性(背景)

(1) 墓地に対するニーズの変化

近年、埋葬や供養に対するニーズの変化により「樹木葬」をはじめとして様々な形の墓地が増えていますが、墓地、埋葬等に関する法律(以下、「墓埋法」といいます。)や和光市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下、「墓地条例」といいます。)では墓地等に関しては詳細に定義されていないため、今後のニーズの増加・変化に適切かつ柔軟に対応していくために、必要な改正を行うものです。

(2) 現行規定の不備を修正

現行の規定では、墓地経営者が「墓地等の経営の許可」又は「墓地等の変更の許可」を受けようとするときは、条例に定められた手続を執ることが義務付けられていますが、一定の条件に該当する場合にはその手続を要しない(適用除外)ことになります。しかし、状況によってはこの適用除外規定を適切に運用することができない場合が想定されますので、これを解消するために必要な改正を行うものです。

2 条例改正の内容

(1) 施設基準について

改正後	改正前
(施設の基準)	(施設の基準)
第12条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営する場合 <u>又は</u> 公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない <u>場合で、</u> 市長が認めるときは、この限りでない。 (1)~(3)(略)	第12条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営する場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。(1)~(3)(略)

【内容】

墓地等の施設は、条例において定める基準に適合している必要がありますが、「ただし書き」により例外が認められています。

この例外は「墓地を引き継いで経営する場合」でさらに「公衆衛生・公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合」に限られていますが、この規定を改正することにより、例外を認める場合を「墓地等の経営を継承する場合」と「公衆衛生・公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合」として、例外の適用条件を緩和するものです。これを整理すると次の【表】のようになります。

【表】適用除外となる条件の整理

	条件 1	条件 2	適用除外
改正前	墓地等を引き継いで経営する場合	公衆衛生その他公共の福祉の見地 から支障がないと市長が認めると き	条件 1 + 条件 2 (該当するケースは1つ)
改正後	①墓地等を引き継いで経営する場合		条件1のみ
	②公衆衛生その他公共の福祉の見地 から支障がない場合で、市長が認め		(該当するケースは2つ)
	るとき		

【説明】

ア 改正の目的

改正後の規定により「例外を認める場合」とは、樹木葬(「散骨」に当たらない埋葬方法に限る)をはじめとする新たな態様の墓地等で、「公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるとき」を想定しています。

例えば、現行の規定では、既存の墓地区域を拡張して樹木や草花を用いた区画とする場合であっても、墓地条例の施行規則に基づきさらに緑地帯や植栽を追加しなければならないことになり、墓地経営者にとっては費用面も含め二重の負担になることが懸念されます。一方では墓地に対するニーズも、従来の墓地(埋葬区画)よりも樹木や草花を用いた小規模なものを求める傾向がありますので、こうした需要の変化と増加を見据えて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合に限って、現行の施設基準を緩和(適用除外)することができるよう改正するものです。

イ 改正後の運用について

具体的な運用については、「公衆衛生・公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合の基準」を要綱や要領により定めることを想定していますが、要綱等を整備する時期は、さらに事例が蓄積されてからとします。理由は、事例(例えば樹木葬など)を的確に定義することが困難であることと、現時点において運用上の不都合が生じていないためです。

(2) 手続等に関する適用除外(申請期間等の制限)

改正後	改正前
(適用除外)	(適用除外)
第17条(略)	第17条(略)
(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
2 第10条の規定による変更許可を受けた区域(
この項において「許可区域」という。)に隣接す	
る区域において新たな区域を加えるため、第8条	
第1項の規定による申請を行う場合で、当該申請	
にかかる区域の面積と当該申請日前1年以内の許可区域の面積との合計が500平方メートル以上	
となるときは、一の変更許可の申請とみなし、前	
項の規定は適用しないものとする。	

【内容】

経営許可の申請(第8条)を行った者が、経営の許可(第10条)を受けてから1年以内に墓地の区域を拡張しようとする場合において、既存の墓地面積と新たな区域の面積の合計が500㎡以上となるときは、同一の許可申請とみなし、第17条による適用除外の対象としないこととしました。

【説明】

- ア 現行の規定と問題点
 - (ア) 墓地等を設置又は区域の変更をする場合に必要な手続

墓地等の経営の許可(墓埋法第 10 条第 1 項)又は墓地等の変更の許可(同第 2 項)を受けようとするときは、市長との事前協議(第 4 条)、設置計画を周知するための標識の設置(第 5 条)、近隣住民等に対する計画の説明会(第 6 条)及び近隣住民との協議(第 7 条)が義務付けられています。

(イ) 手続の適用除外

墓地の区域を拡張する場合において、「既存の墓地の区域に接して 500 ㎡未満の区域を加える場合」についてはこれらの手続は要しない(第 17 条第 2 号)とされています。しかし、既存の墓地に新たな区域を加える場合における申請期間に制限が設けられていません。

(ウ) 懸念される(生じうる)事例

墓地の経営者が既存の墓地に隣接して広大な土地(例えば 1,000 ㎡を越える場合)を取得して墓地に区域を拡張しようとする場合に、経営者は拡張する区域を500 ㎡未満に分割して複数回に分けて墓地の区域変更(区域の拡張)の申請をすれば必要とされる手続を省略することが可能となります。

具体的には、既存の墓地を設置する際に近隣住民等との合意形成が困難だった 事案において、区域の拡張に際して合意形成に必要な手続を回避する事例が想定 されます。

イ 改正規定の考え方

懸念される事例(上記(ウ))に対応するため、改正規定は和光市まちづくり条例第16条第2項の規定を参考にしています。

【参考】和光市まちづくり条例

(開発行為等の手続の適用対象)

- 第16条 次条から第57条まで(第3節から第5節までを除く。)において対象となる開発行為等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 開発行為等を行う区域の面積が500平方メートル以上のもの
 - (2) 中高層建築物の建築
 - (3) 戸数(店舗、事務所等を含む。第44条から第46条までにおいて同じ。)が15以上の建築物の建築
- 2 **開発行為等を行った者**(当該開発行為等を行った者と共同性を有する者を含む。次項において 同じ。) **が建築確認を受けた日の翌日から起算して1年以内に当該開発行為等を行った区域に隣**

接する区域
又は一団の土地(過去に開発行為等を行った区域と一体的な利用がなされていた土地又は所有者が同一であった土地をいう。以下同じ。)において新たに行う開発行為等で、それぞれの開発行為等の区域の面積の合計が500平方メートル以上となるものは、一の開発行為等とみなし、前項第1号の規定を適用する。